

【協議事項】

広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会委員の選任について

1 内容

広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会設置要綱（令和7年4月1日施行）第3条第2項の規定に基づき、選定委員のうち学識経験者の3名について、検討協議会において選任するもの。

2 選定委員(案)及び理由

柳井 薫 氏 一般社団法人廃棄物処理施設技術管理協会会長

【理由】

全国の他の行政機関における同種会議の委員としての実績が豊富であり、東京二十三区清掃一部事務組合の元職員として、廃棄物・資源循環分野並びに一般廃棄物処理施設整備及び管理に関する知見が深いこと

中澤 博志 氏 静岡理工科大学理工学部土木工学科教授

【理由】

地盤工学の専門家であり、静岡県盛土等技術アドバイザーなどを務め、地震対策や自然災害対策に関する知見が深いこと

平井 一之 氏 一般社団法人 静岡県環境資源協会会長

【理由】

静岡市環境影響評価審査会会長や浜松市環境影響評価審査会会長など、県内行政機関における環境関係審議会等への実績が豊富であり、環境政策全般、廃棄物問題に関する知見が深いこと

【広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会設置要綱 抜粋】

(組織)

第3条 選定委員会は、委員8名をもって組織し、委員は次に掲げる者をもって充てる。

(1) 学識経験を有する者 3名

(2) 3市2町の職員（担当部長） 5名

2 前項第1号の委員は、三島市・裾野市・熱海市・長泉町・函南町ごみ処理広域化検討協議会が選任する。